

日時・場所	令和元年7月29日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、川端会計管理者、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・まちづくりや市政を進めるにあたっては透明性を保ってやっている。全ての政策形成過程を含めて、市民の情報として公開してやっているが、何でも出したら良いという話ではなく、積極的に出そうとすると、それなりの努力やテンションをかけていかないと出せない。漫然と風呂敷を広げたり、ガラス張りにしても、市民や議会関係者に見えない。つい力を抜くと物事が隠れてしまう恐れがあり、意図せず秘密ができてしまう。一度隠れてしまうと出しにくくなる。透明性が保たれていると言いながらも、どこかで1回出せていないものがあると、次に出すときには2倍、3倍の力が要る。病院の裁判が起こされているが、沢山出されている問い掛けや質問は、全てこれまで市が公開していることである。裁判の材料がほとんど全て市が出した情報であることから見ても、透明性が保たれていると言える。

7月18日に県内市町長と知事による首長会議が久しぶりに開催されたが、令和6年度の国民スポーツ大会のラグビーの会場について、突然、希望が丘でやりたいと知事から発言があった。野洲市では卓球とバスケットボールが内定しているため無理と回答したが、これは透明性が保たれていない県政運営によるものである。会場の選定については経過も含めて説明した上でないと話ができない。政策形成過程が全て公開されて初めて議論や政策決定ができる。

市のまちづくりでは、透明性についてテンションをかけて進めるよう改めて確認して欲しい。

2. 議題

① 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散について

滋賀県市町村交通災害共済組合については、加入者の減少による保険収支の悪化に伴い、平成29年度末で募集を終了されており、このことについては本市の平成28年8月議会で議決をいただいている。募集終了から2年が経過すると保険金の請求期間が終了することから、令和2年3月31日をもって当組合を解散するため、関連する議案として組合の残存事務を滋賀県市長会へ承継すること、組合を解散すること、財産処分に関する3件を8月定例会へ提案する。

なお、配分される財産については、8月定例会で予算の補正を行い、3月に入金される予定である。

→規約変更が各市町で議決された後に、組合内で財産処分について決定され、議案が出てくるものではないのか。これらの議案を同時に提案することに問題はないのか。

→これらの事項は地方自治法により構成団体の市町で協議することとなっており、3点を協議することについて議決をいただくものである。議決をもって定まるものではなく、協議で定まるものであるため、問題はない。

② 野洲市内の特定空家等(美和コーポ)にかかる法律に基づく戒告について

野洲市内の特定空家等(美和コーポ)について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に基づく所有者への解体命令の期限が7月8日に終了したが、措置がなされていないことから行政代執行法第3条第1項の規定に基づき所有者へ7月22日に戒告を行った。今後は8月定例会に補正予算を提案し、10月下旬に入札を執行の上、11月中旬の着工を予定している。

また、7月21日(日)には近接事業所より当該物件の南側のベランダが崩壊しているとの連絡があった。現場確認の上、瓦礫の撤去について所有者に連絡した。

なお、本件については7月25日の全員協議会で報告済みである。

→大きなお金を現金で用立てることになる。実施設計の段階で解体費用は確定するが、その段階で請求するのか。

→工事完了後に額が固まってからと考えていたが、代執行前に請求するのか手続きを確認する。

→できるだけ市の負担を減らせるよう、払ってもらわなければならない人には速やかに請求し、お金の出入りについて見通しを立てておくこと。

3. その他伝達事項

○7月27日（土）13:44に台風6号による大雨警報（土砂災害）が発令されたことから、警戒2号体制により危機管理課と道路河川課で対応した。道路河川課では水防指導班1、2班体制で現場のパトロールを実施。異常はなかった。警報は同日20:15に解除となった。（市民部）

4. 次回部長会議の予定

8月5日（月） 8時45分～ 庁議室